

せいか地域ITサポーター『ITゆう』会則

(名称)

第1条 この会は、せいか地域ITサポーター『ITゆう』と称す。

(目的)

第2条 この会の目的を以下の通りとする。

- (1) 行政との連携のもと、各種情報技術関連事業の企画・運営をし、地域情報化の推進を図る。
- (2) 特に、高齢者や障害者などの情報弱者の方が、コミュニケーションの幅を広げ、自己開拓の一助となるようパソコン利用のサポートを行う。

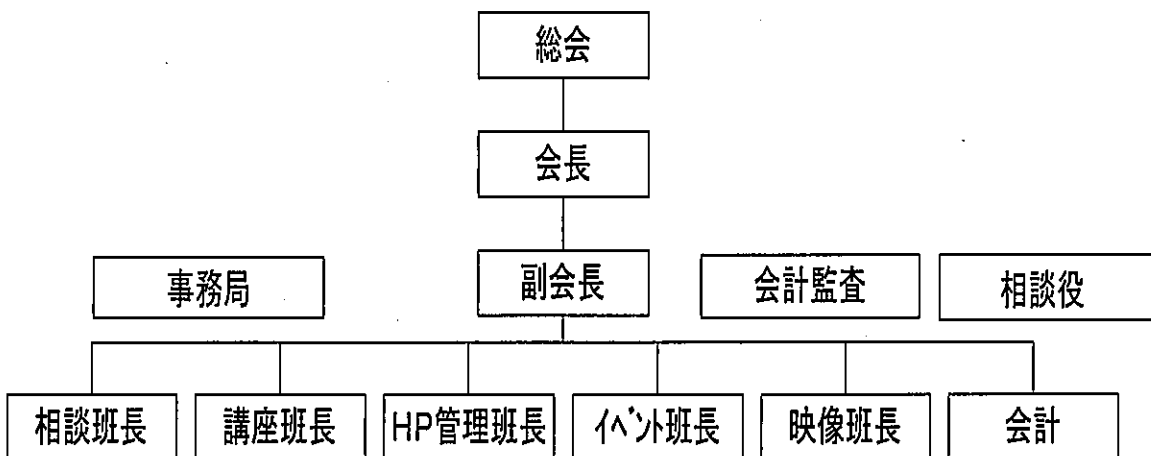
(事務所)

第3条 この会の事務所は、精華町役場内に置く。

(組織)

第4条 この会の組織は、下図の通りとする。

ITゆう組織体制図



(各班の任務)

第5条 各班は、以下に示す担当の活動について、企画、準備及び運営等を行う。

- (1) 相談班は、基礎相談及び巡回相談を担当する。
- (2) 講座班は、ITゆうが講師を務める各種講座を担当する。

- (3) 映像班は、撮影及び編集を担当する。
- (4) HP管理班は、ホームページの管理を担当する。
- (5) イベント班は、ITゆいの各種のイベントを担当する。

(会員)

第6条 この会は、せいか地域ITサポーター登録者で、この会の趣旨に賛同し、ボランティア保険に加入した会費納入者をもって組織する。

- 2 会員は、第5条に定める何れかの班に属するものとする。
- 3 前項の規定は1会員が複数の班に属することを妨げるものではない。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名 (班長と兼務することもできる)
- (3) 班長 5名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 1名

(役員任期及び任務)

第8条 役員任期は1年とし、再選を妨げない。ただし、役員に欠員の生じた場合は補充し、補充役員任期は前任者の残任期とする。

- 2 役員任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故等で不在の場合、または業務遂行に支障のある場合はその会務を代行する。
 - (3) 会計は、この会のすべての金銭収支について正確に記録するなど、会計経理に関する事務を行う。また、総会において決算報告を行い、次年度予算案の提案を行う。
 - (4) 会計監査は、会計作成の決算報告を監査し、総会で監査報告を行う。

(相談役)

第9条 この会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、この会に属する会員の技術指導等を行う。

(事業)

第10条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 情報技術関連事業の企画・運営
- (2) 会員の研修
- (3) その他目的達成に必要と認めること

(定時総会)

第11条 会長は、毎年1回、5月末日までに総会を開催する。

2 総会の任務を次のとおりとする。

- (1) 活動報告及び年度決算報告の承認
- (2) 新役員を選出
- (3) 新年度の計画・予算の審議並びに承認

3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状の提出者は出席とみなす。

4 総会の議長は会員より選出し、議事は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(臨時総会)

第12条 会長は、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第13条 役員会は、会計監査を除き第7条の役員をもって構成する。

2 役員会は、原則として毎月1回開催する。

3 役員会の任務を次のとおりとする。

- (1) この会全般の運営
- (2) 総会に提出する報告並びに活動・予算案の作成

(班の運営)

第14条 各班は、互選により班長・副班長を選出する。

2 班長・副班長の任期は1年とし、再選を妨げない。

3 班長不在の場合、又は業務遂行に支障のある場合は、副班長がその会務を代行する。

4 班長は必要に応じて関連する担当などを招集し、個別の案件について協議、検討を行うことができる。その内容は、総会、または役員会で報告、協議、決定する。

(事務局)

第15条 事務局は、会員管理や会議資料作成等の内部管理の他、各班に属さない庶務業務を担当する。

(経費)

第16条 この会の経費は、会費やその他の収入をもってあてる。

2 第10条第1号に規定する事業の実施にあたり、主催事業については、当該事業の参加者に実費相当額を負担させることができる。

3 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第17条 会費は会員より徴収し、入会の時期によらず1会員年額200円とする。なお、一旦納入された会費は理由の如何にかかわらず返還しないものとする。

2 会員から徴収した会費は、この会の維持運営費用に充てる

(会則の改廃)

第18条 この会則の改廃は、総会の議決によらなければこれを行うことができない。

2 この会則の改廃には、全会員の三分の二以上の承認を必要とする。

(細則)

第19条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し、必要な事項は、その都度、役員会において定める。

(会員資格の喪失)

第20条 会員は年会費を未納の場合、本人の意志を確認の上、会員資格を失うこととする。

(個人情報の守秘)

第21条 会員は、この会の活動を通じて知り得た個人情報を会の活動以外に利用しないものとし、退会後も同様とする。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

この会則は、平成25年5月19日から施行する。

この会則は、平成26年5月18日から施行する。